

主 文

被告人を懲役 2 年に処する。

未決勾留日数中 20 日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

大阪地方検察庁で保管中の負担付死因贈与契約書 2 通（令和 7 年領第 3575 号符号 1、符号 2－2）及び委任状 1 通（同領号符号 3）の各偽造部分を没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第 1 A と B による C 及び D に対する自殺教唆及び自殺幫助の犯行（B については自殺幫助の犯行のみ）を隠蔽するため、C の遺書を偽造して行使しようと企て、A と共謀の上、令和 2 年 8 月 3 日、大阪府河内長野市（住所省略）当時の A 方又は同市（住所省略）当時の被告人方のいずれかにおいて、行使の目的で、「D さんと旅立つ私をどうぞお許してください。これからという矢先、コロナ不況で全く仕事が取れなくなり、挽回できず、私の夢は打ち砕かれました。」「私の死後に必要となるあらゆる手続き、やり取り等の権限を E さんに一任します。」などと記載された文書に、ペン様のもので「2020 年 7 月 30 日 C」などと記載し、もって C 名義の遺書 1 通を偽造した上、令和 2 年 8 月 3 日、和歌山県有田郡湯浅町大字栖原 184 番地 2 当時の和歌山県湯浅警察署（元和歌山県有田湯浅警察署）において、担当警察官に対し、C が生前に作成した遺書として前記偽造の遺書をあたかも真正に成立したもののように装って提出して行使した。

第2 Cが生前に所有していた大阪府河内長野市（住所省略）の土地並びに同土地上の建物（以下、これらを合わせて「本件不動産」という。）について、Cを贈与者、Aの三男であるFを受贈者とする負担付死因贈与契約が成立した事実はなく、同契約に基づき、前記Fに本件不動産の所有権が移転した事実はないのに、同契約を原因とし、死亡したCから前記Fに本件不動産の所有権が移転した旨の虚偽の始期付所有権移転仮登記手続及び所有権移転登記手続をしようと企て、Aと共謀の上、

1 令和2年8月13日頃から同月14日までの間に、前記当時の被告人方において、行使の目的で、Cの死亡を始期とする平成29年6月15日付け贈与を原因とする始期付所有権移転仮登記申請に関する一切の権限を被告人に委任する旨が記載された令和2年7月20日付けの「委任状」と題する書面に、あらかじめ印字されていた「C」の右横に「C」と刻した印鑑を押印するなどし、もってC及び前記F共同名義の委任状1通（大阪地方検察庁令和7年領第3575号符号3）を偽造し、令和2年8月14日、大阪府富田林市甲田1丁目7番2号大阪法務局富田林支局において、同支局登記官に対し、偽造に係る前記委任状1通を、真正に成立したもののよう装って、登記申請書等とともに提出して行使し、本件不動産につき、平成29年6月15日付け負担付死因贈与契約を原因として前記Fに始期付所有権移転がなされた旨の虚偽の仮登記申請を行い、令和2年8月14日頃、同所において、情を知らない前記登記官に、当時長野市内に所在していた登記事務システムセンターに設置された公正証書の原本として用いられる電磁的記録である不動産登記簿の磁気ディスクに、その旨不実の記録をさせた上、その頃から同月18日頃までの間に、同所に備え付けさせて、公正証書の原本としての用に供した。

2 同月14日頃から同年9月28日までの間に、前記当時のA方又は前記当時の被告人方において、行使の目的で、贈与者Cと受贈者Fとの間で本件不動産につき死因贈与契約を締結した旨等が記載された平成29年6月15日付けの

負担付死因贈与契約書の受贈者甲の氏名欄に、ペン様のもので「C」と記載した上、「C」と刻した印鑑を押印するなどし、もってC及び前記F等共同名義の負担付死因贈与契約書2通（大阪地方検察庁令和7年領第3575号符号1、符号2-2）を偽造し、令和2年9月28日、前記大阪法務局富田林支局において、同支局登記官に対し、偽造に係る前記負担付死因贈与契約書のうち1通を、前記1と同様に装って、登記申請書等とともに提出して行使し、本件不動産につき、Cが死亡した同年8月1日にCから前記Fに贈与がなされた旨の虚偽の登記申請を行い、同年9月28日頃、同所において、情を知らない前記登記官に、前記1の磁気ディスクにその旨不実の記録をさせた上、その頃から同年10月1日頃までの間に、同所に備え付けさせて、公正証書の原本としての用に供した。

（法令の適用）※以下、令和4年法律第67号2条による改正前の刑法を「旧刑法」、同年法律第68号を「整理法」という。

罰 条

判示第1 有印私文書偽造の点は刑法60条、整理法441条1項により旧刑法159条1項、同行使の点は刑法60条、令和7年法律第39号による改正前の刑法161条1項、旧刑法159条1項

判示第2の1及び2 各有印私文書偽造の点はそれぞれ刑法60条、整理法441条1項により旧刑法159条1項（判示第2の2の各有印私文書偽造は包括一罪）、各同行使の点はそれぞれ刑法60条、令和7年法律第39号による改正前の刑法161条1項、旧刑法159条1項、各電磁的公正証書原本不実記録の点はそれぞれ刑法60条、整理法441条1項により旧刑法157条1項、各同供用の点はそれぞれ刑法60条、令和7年法律第39号による改正前の刑

法 158 条 1 項、旧刑法 157 条 1 項

科刑上一罪の処理

判示第 1

刑法 54 条 1 項後段（有印私文書偽造と同行使との間には、手段結果の関係がある）、同法 10 条（同条 1 項は旧刑法）により 1 罪として犯情の重い偽造有印私文書行使罪の刑で処断。

判示第 2 の 1 及び 2

いずれも刑法 54 条 1 項後段（各有印私文書偽造と各同行使と各電磁的公正証書原本不実記録と各同供用との間には、それぞれ順次手段結果の関係がある）、同法 10 条（同条 1 項は旧刑法）により 1 罪として刑及び犯情の最も重い各偽造有印私文書行使罪の刑で処断

併合罪加重

旧刑法 45 条前段、47 条本文、刑法 10 条（同条 1 項は旧刑法。犯情の最も重い判示第 2 の 2 の罪の刑に法定の加重。）

未決勾留日数の算入

刑法 21 条

刑の執行猶予

整理法 447 条、刑法 25 条 1 項

没

収

刑法 19 条 1 項 3 号、2 項本文（主文掲記の負担付死因贈与契約書 2 通の各偽造部分は判示第 2 の 2 の、委任状 1 通の偽造部分は判示第 2 の 1 の、各有印私文書偽造の犯罪行為によって生じた物で、いずれも何人の所有をも許さない。）

訴訟費用の負担

刑事訴訟法 181 条 1 項本文

（量刑の理由）

本件各犯行に係る偽造の遺言書、委任状及び負担付死因贈与契約書は、いずれも警察官や登記官が見破れないほど巧妙な内容のものとして作成されており、これらの重要な文書に対する公共の信頼を害した程度は大きい。本件の経緯や動機につい

ても、共犯者らによる自殺教唆・自殺幫助の犯行を隠蔽したり、共犯者らの犯行によって死亡したCの不動産を共犯者の子供らのものにしたりすることを意図したものであると認められ、悪質である。そして、被告人は、これら偽造文書を自ら作成し、登記申請手続に供するなどといった重要な役割を担ったのであって、その刑事責任は決して軽視することができない。

その一方、被告人は、長年にわたり「創造主」と称する共犯者が主催するカルト集団に属し、外部との接触を断つように言われて共犯者のもとで暮らしていたほか、多額の金銭を寄進するなどしており、共犯者の指示に逆らうことがそれなりに困難な状況にあったことは否定できない。また、被告人は身体拘束後徐々に本件に向き合い、C及びDの各遺族に謝罪の意を示し、結果的に不動産を奪われることになったCの遺族に対しては、近時に至ってではあるが迷惑料として40万円を支払うとともに民事訴訟への協力も約束するなど、反省を深めつつあること、前科がなく、被告人と同居している母が出廷の上監督を誓っており、被告人自身も、専門家も含む周囲の助力を引き続き得ていく気持ちであることなどの事情も認められる。

以上によれば、被告人に対しては、主文の懲役刑を定めその刑事責任を明確にした上で、その刑の執行を猶予するのが相当である。

(求刑 懲役2年、主文同旨の没収)

令和8年4月17日

大阪地方裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 辛 島 明

裁判官 岩 崎 由 莉 耶

裁判官角田康洋は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 辛 島 明